

東京大学国際学術交流活動等奨励事業

2012年度海外派遣奨励費募集要項

(旧名称：海外派遣奨励費（海外留学支援金）)

1. 趣 旨

この海外派遣奨励費は、東京大学が、海外の国際交流協定校等において修学する学部学生・大学院学生に対し、奨励費等を支給することにより、学生が国際的な理解を深めることを推奨し、もって「タフな東大生」の育成に資することを目的とする。

なお、この海外派遣奨励費（以下、「奨励費」とする。）は、2010年度まで実施してきた同奨励事業「学部学生・大学院学生海外派遣」による奨励費制度の内容を踏襲し募集するものである。

2. 応募資格

以下のすべてを満たす者

- (1) 申請時及び海外修学期間を通じて、本学の学部又は大学院研究科・教育部の正規課程に在籍する学生であること
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ・ 修学先で受入見込みであり、2012年4月から2013年4月までに渡航を開始し、3ヶ月以上海外の大学等で修学する者
 - ・ 2012年4月1日時点で既に渡航中の者で、2012年4月以降も引き続き同じ海外の大学等で通算3ヶ月以上修学する者。ただし、奨励費の支給は2012年4月分からとなり、それ以前は支給しない。

注：来年度の募集については、渡航開始月の設定を2013年5月から翌年4月までとする予定である。

- (3) 国内外、本学及び他機関からを問わず、奨学や海外留学等を目的とする給付型奨学金を受給していないこと。（交換留学制度等において奨学金支給がある場合も含む）。

注：他の団体等から貸与型奨学金を受給する場合には、本奨励費を併給可能であっても、当該団体における所定の手続きをとること。

- (4) 2010年度以前の国際学術交流活動等奨励事業を含めて、本奨励費を受給したことがない者、もしくは本奨励費を受給した場合でも、その受給終了後1年を経過した者。

3. 奨励費支給額

学部学生、大学院学生 月額 80,000 円

なお、本募集要項別表に記載する地域区分のうち、東京大学旅費規定の旅費支給要領第12条2項に基づく、「指定都市」、「欧米及び中近東地域」に修学する者に対しては、上記の金額に加えて月額20,000円の地域加算額を支給する。

また、次のいずれの条件にも該当し、本奨励費の受給が決定した者については、本学授業料に相当する支援金として、上記の金額に加えて月額45,000円を支給する。

- ① 東京大学学部通則第14条の2および大学院学則第28条で定める「留学」手続きにより、海外の大学において修学を行う目的であること。

- ② 「授業料を相互に徴収しないことを定める協定大学」への相互交流プログラムによる留学ではないこと。

4. 支給期間

奨励費及び支援金の支給対象期間は、3ヶ月以上最大12ヶ月以内とする。

5. 支給予定者数

学部学生・大学院学生全体で30名程度

6. 奨励費の支給方法

奨励費の支給は、受給者名義の預金口座に送金する。なお、預金口座は日本国内の口座とすること。

7. 応募方法

(1) 現在所属する部局が指定する締切日までに、下記の書類一式を担当部署に紙媒体で提出すること。部局により締切日が異なるので注意すること。

(2) 提出書類のうち、①海外派遣奨励費申請書については、紙媒体とともに Word ファイル（署名前のもの）を現在所属する部局の担当部署宛にメール添付で送付すること。

送付先：所属部局担当部署

メールタイトル：2012 海外派遣奨励費申請（所属・氏名）

データファイル名：「(所属・氏名) 2012 海外派遣奨励費申請書」

提出書類

- ① 海外派遣奨励費（海外留学支援金）申請書（別紙様式）
 - ② 大学入学後全学期分の成績証明書の写し
 - ③ TOEFL iBT 等の客観的な語学能力試験結果の写し
 - ④ 修学先の入学許可証または受入見込みを示す書類等の写し（和訳添付）。応募時に提出できない者は、提出予定日を記載した理由書
- なお、応募時に既に渡航している者は修学先における在学を証明する書類（和訳添付）

8. 選考及び結果の通知

所属部局から推薦された学生について、学内選考を行い、受給者を決定する。選考結果は、7月下旬頃（予定）までに所属部局に通知する。

9. 異動の届出

受給者が次のいずれかに該当するときは、所属部局を通じて速やかに本部国際部国際交流課へ連絡すること。

- (1) 海外修学を中断・休止（1ヶ月以上）しようとするとき。
- (2) 退学又は転学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

10. 奨励費の返納

受給者が海外修学を中断・休止（1ヶ月以上）、前述の応募資格に反する事実が判明した場合、または受給者として適当でない事実があったとき、修学期間が当初の計画よりも短縮されたときは、既に支給した奨励費の全額または一部を返納させる。

11. 報告書の提出

受給者は、海外修学を中断・休止した場合も含めて、帰国後2週間以内に派遣状況報告書（別紙様式）を、所属部局担当部署を通じて本部国際部国際交流課へ提出すること。

12. その他

- (1) 本事業は、本学学生へ海外修学のための奨励費を支給するものであり、海外修学に許可等を与えるものではない。
- (2) 本奨励費の応募にあたっては、海外修学時に所属する部局の指導教員・担当教員等が既に分かっている場合は、応募する旨の了承を得ること。それ以外は、応募時に所属する部局の指導教員・担当教員等に了承を得ること。
- (3) 海外修学時に所属する予定の部局の担当部署に相談し、海外修学に関する学務上の留意点の説明を受け、応募すること。
- (4) 受給者は、所属部局を通じて、修学先における在籍確認の報告を行うこと。なお、受給者として決定した時点で既に海外渡航中の者は、海外修学開始月（2012年4月以降とする）からの在籍の報告も行うこととする。
- (5) 海外修学を計画するにあたっては、当該国の入国査証取得に相当の時間を要する場合があるので、事前に在外公館等に確認の上、無理のない日程を設定すること。
- (6) 本奨励費の支給には、一部採択者への奨励費に対し、その趣旨に賛同した民間の基金、企業、個人等（以下、「支援団体等」）からの寄附金が充てられることがある。この場合、渡航の前後に支援団体等から、受給者に対して報告や懇談等を要請される場合もある。
なお、今回の募集時点で支援を行う支援団体等は以下のとおり。

・長島雅則奨学基金

13. 問い合わせ先

本奨励費に関する問い合わせは、所属部局の担当部署を通じて行うこと。

別 表

東京大学国際学術交流活動等奨励事業 地域別海外派遣奨励費支給額一覧

地域区分	渡航地域	適用地域・都市	支給額
指定都市	アジア地域	シンガポール	月額100千円
	アフリカ地域	アビジャン	
	ロシア	モスクワ	
欧米及び中近東地域	北米地域	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)	月額100千円
	欧州地域	下記を除いた地域・都市 [アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア(モスクワを除く。)]	
	中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ	
その他地方	アジア地域(本邦を除く)	上記、「指定都市」および「欧米及び中近東地域」を除いた地域	月額80千円
	中南米地域		
	大洋州地域		
	アフリカ地域		
	南極地域		

* 上記地域区分は、東京大学旅費支給要領第12条2項に定める地域区分に準拠

* 支給額欄に記載の金額は、奨励費支給額に地域による地域加算金を加えた金額